

具体的な取り組みは・・・？

「協働のまちづくり」を推進するため、次の項目について取り組んでいきます。

<p>(1) 町民の参画機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種審議会等への公募枠の設置 ②「協働のまちづくり協議会（仮称）」の設置 	<p>(4) 情報提供・情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広報・ホームページを活用した情報提供など
<p>(2) 各種団体の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治会等の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・住民自らがつくる地域づくり計画の支援 ・地域で実施する小規模事業への支援 ・自治会の連合組織の組織化を支援 ・その他の自治会の主体的な協働の取り組みの支援 ②現在の助成制度の見直しと、新たな助成制度の創設 	<p>(5) 庁舎内体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ①協働を推進するため、職員の積極的な参画 ②全庁的な推進体制の構築 ③地域担当職員制度の整備 ④事業を推進するための相談体制の整備 ⑤公共施設の管理について指定管理者制度への移行
<p>(3) 人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種団体等の活動のリーダーシップを取れる人材の育成など 	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域通貨制度の導入 ②町の自治の基本原則等を定める条例化の検討 <p>※【推進期間】 平成 17 年度～平成 21 年度（5 力年）</p>

【平成 18 年度の取り組み】

「協働のまちづくり推進指針」に基づいて、住民の皆さんに行政情報を分かりやすく提供しながら、町民のまちづくりへの参画機会の拡充を図ると共に、地域の自主的・主体的な活動を支援して参ります。

- (1) 各種審議会等に公募枠を設けて、まちづくりへの参画機会の拡充を図ります。
- (2) 住民と行政の話し合いの場として、協働のまちづくり推進協議会（仮称）を設置します。
- (3) 地域と行政の橋渡し役として、地域担当職員を配置します。
- (4) 地域が行う集落道・排水路などの維持管理の小規模事業に対して、必要に応じて資材等を提供するなどして、地域活動を支援して参ります。
- (5) やる気まんまんコミュニティ事業、光り輝くまちづくり活動支援事業を引き続き実施して、地域やまちづくり団体等の主体的な活動を支援して参ります。

地域・自治会ではどのような取り組みをすればいいの・・・？

町では、既に各自治会が取り組んでいただいていることなども含めて、今後の自治会活動の参考となるよう 6 項目からなる「地域・自治会の具体的な取り組み」という手引書を作成いたしました。これらを参考にして、より良い地域づくりを目指して、地域みんなで話し合いながら出来ることから無理のない形で活動を進めていきましょう。

